

山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町景観条例（平成24年山ノ内町条例第11号。以下「条例」という。）第24条の規定による補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 条例第22条第1項に規定する景観づくり団体（以下「景観づくり団体」という。）が条例第23条第1項に規定する景観づくり住民協定（以下「住民協定」という。）又は景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第81条の景観協定（以下「景観協定」という。）の締結に向けた活動に要する経費

(2) 住民協定又は景観協定に基づき実施される景観づくりに資する経費

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・保存に資する経費

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 景観づくり団体の認定を受けた団体

(2) 住民協定又は景観協定を締結した者（その者及びその者の世帯員に町税の滞納があるものを除く。）及びその団体

(3) 条例第18条に基づき指定を受けた景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者（その者及びその者の世帯員に町税の滞納があるものを除く。）

(補助金の交付の制限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、山ノ内町が定めた他の補助金交付要綱による補助金の交付を受け、又は山ノ内町以外のものから補助若しくは寄付を受けている経費については原則として本補助金の交付の対象としない。

2 本補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(補助金の補助率及び補助限度額)

第5条 第2条の補助金の対象となる経費の内容、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 第2条第1号に定める補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 第2条第2号に定める補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

(1) 工事設計図書（事業計画書）

(2) 工事見積書（事業収支予算書）

(3) その他町長が必要と認めるもの

3 第2条第3号に定める補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書

(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 工事設計図書(事業計画書)
 - (2) 工事見積書(事業収支予算書)
 - (3) その他町長が必要と認めるもの
- (補助金交付決定及び指令)

第7条 町長は、前条に定める補助金交付申請書を受領し、その内容を審査し適当と認めるとき、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助指令(様式第4号)をもって交付年度を明記し申請者に通知しなければならない。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、当該決定に係る補助対象事業の内容等を変更若しくは中止しようとするときは、事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 第2条第1号に定める補助金の交付対象者は、本補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに、事業完了実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 活動状況が分かる写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 第2条第2号に定める補助金の交付対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は本補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに、事業完了実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 完成設計図書(事業報告書)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証の写し
- (4) 状況が分かる写真(完了写真)
- (5) その他町長が必要と認めるもの

3 第2条第3号に定める補助金の交付対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は本補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに、事業完了実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 完成設計図書(事業報告書)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証の写し
- (4) 完了写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書により、補助対象事業の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、交付対象者に確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付対象者は、確定通知書を受けたときは、補助金請求書(様式第10号)により町長に補助金の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、30日以内に交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

(補助の回数)

第13条 補助金は、原則として住民協定又は景観協定期間中につき、1つの敷地及び施設に対して1回を上限とする。ただし、やむを得ない事情があり町長が認める場合及び景観づくり団体活動への支援を行う場合はこの限りでない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに、既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、補助金交付取消し決定通知書(様式第11号)により、交付対象者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表 補助率及び補助限度額(第5条関係)

区分	補助率	限度額	備考	
景観づくり 団体活動	景観づくり住民協定又は景観協定に向けた調査費用(会議費、調査費、研究・研修費、先進地視察費等)	1 / 1	5万円	3年間に限る
	地域景観整備計画策定事業	1 / 1	10万円	1地区1回限り
建築物	外観整備	1 / 3	50万円	建物本体の外壁・屋根(改修の場合)、景観重要建造物の保全
	色彩の変更	1 / 3	30万円	屋根及び外壁のおおむね1 / 4以上の変更又は25㎡以上色彩変更

協定者が取 組む事業	工作物等	看板、のれ んの設置、 門、塀等の 修景	1 / 2	20万円	
		不要な看板 の撤去	1 / 2	10万円	
		自動販売機 の修景	1 / 2	5万円	
		空調及び排 水施設等の 設備の修景	1 / 2	3万円	
		植栽及び公 共的空間の 整備	1 / 2	5万円	ベンチの設置等 も含む
	廃屋等の解体撤去		1 / 3	30万円	解体後花壇等の 設置を行うこと とし、新築・改 築等の場合の解 体撤去は含まな い
	樹木	樹木等の植 樹	1 / 2	3万円	
		樹木の伐採	1 / 2	10万円	伐採は景観上支 障となる場合と する
		景観重要樹 木の保存	1 / 2	10万円	
	特別事業	屋外広告物 の集合施設 の設置	15 / 100	150万円	
沿道の民有 地を利用し た公開空地 の設置及び 整備		15 / 100	150万円		
共同管理地 等における 小公園の設 置及び整備		15 / 100	150万円		

協定地区が 取組む事業	修景事業	区域の特性 を生かした 修景事業	15/100	150万円	
		屋外広告物 の除去・改 善	1/2	20万円	
	一般事業	地区で統一 して設置す る工作物の 整備	2/3	20万円	統一して整備す る工作物やベン チなど
		公会堂及び 公衆浴場の 外観整備	1/3	50万円	
		公会堂及び 公衆浴場等 周辺の公共 的空間の整 備	1/3	50万円	

様式第1号（第6条関係）

景観づくり団体活動補助金交付申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先（電話）

山ノ内町景観づくり事業補助交付要綱第6条第1項により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金申請額 円

2. 補助対象経費の内容

3. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

景観づくり事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
氏 名（団体名）
連絡先（電話）

山ノ内町景観づくり事業補助交付要綱第6条第2項により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金申請額 円

2. 補助対象経費の内容

3. 添付書類

- (1) 工事設計図書（事業計画書）
- (2) 工事見積書（事業収支予算書）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

様式第3号（第6条関係）

景観重要建造物等保全事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

山ノ内町景観づくり事業補助交付要綱第6条第3項により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 景観重要建造物等の名称	
2 指定番号及び指定年月日	第 号（ 年 月 日指定）
3 事業の場所（所在地）	
4 事業予定期間	年 月 日～ 年 月 日
5 修繕等事業の概要	
6 補助対象事業費	

・添付書類

- (1) 工事設計図書（事業計画書）
- (2) 工事見積書（事業収支予算書）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

平成 年 月 日付で申請のあった、
景観づくり団体活動
景観づくり事業
景観重要建造物等保全事業
について、

山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱第7条により適当と認めたから、

補助金 円を次の条件を付して交付する。

平成 年 月 日

山ノ内町長

様

- 1 年度若しくは当該事業終了後すみやかに事業並びに決算の報告をすること。

様式第5号（第8条関係）

山ノ内町景観づくり事業 変更（中止）承認申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

平成 年 月 日付 山ノ内町 指令 第 号で補助指令を受けた事業の内容を
変更（中止）したいので、山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止）の理由		
	変 更 前	変 更 後
2 事業の内容		
3 補助対象事業費		
4 補助金交付決定額		
5 そ の 他		

様式第6号（第9条関係）

景観づくり団体活動事業実績報告書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先（電話）

平成 年 月 日付 山ノ内町 指令 第 号で補助金交付決定のあった事業について、事業を完了したので、山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象活動の種類
2. 事業完了年月日
3. 補助対象事業費
4. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 活動状況が分かる写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

平成 年 月 日付 山ノ内町 指令 第 号で補助金交付決定のあった事業について、事業を完了したので、山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象活動の種類

2. 事業完了年月日

3. 補助対象事業費

4. 添付書類
 - (1) 完成設計図書（事業報告書）
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収証の写し
 - (4) 状況が分かる写真（完了写真）
 - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

景観重要建造物等保全事業実績報告書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

平成 年 月 日付 山ノ内町 指令 第 号で補助金交付決定のあった事業について、事業を完了したので、山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 景観重要建造物等の名称	
2 補助対象事業費	
3 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

・添付書類

- (1) 完成設計図書（事業報告書）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証の写し
- (4) 完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

景観づくり団体活動

景観づくり事業補助金交付確定通知書

景観重要建造物等保全事業

平成 山建水第 号
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり通知します。

事業内容

補助金の額 円

様式第10号 (第11条関係)

山ノ内町景観づくり事業補助金請求書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先 (電話)

年 月 日付 山建水第 号で補助金交付確定通知のあった
平成 年度山ノ内町景観づくり事業補助金を下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 今回請求額 | 円 |

(添付書類)

様式第11号 (第14条関係)

景観づくり団体活動

景観づくり事業 補助金交付決定取消通知書

景観重要建造物等保全事業

山建水第 号
平成 年 月 日

様

山ノ内町長

平成 年 月 日付で交付決定のあった補助金について、下記のとおり交付を取り消すことを決定したので通知します。

記

1 交付決定年月日	
2 団体等の名称	
3 事業の場所	
4 事業の内容	
5 補助対象事業費	
6 補助金交付決定額	
7 交付決定取消理由 及び取り消した部分	